

入園のしおり

入園に関する重要事項説明書
及び
契 約 書

学校法人 了専寺学園

まめだ保育園

まめだ保育園（施設）は、入園者の子ども・子育て支援新制度に基づく支給認定証の内容を確認した上で記名押印し、保護者（利用者）の方は、以下の各項目に同意を頂き、契約書へ署名捺印をお願いします。

設置者

名 称：学校法人 了専寺学園
所在地：飯塚市小正93番地 TEL0948-24-7486
理事会：5名 評議員会：12名
代表者：理事長 細川 義朋

利用施設

施設の種類：小規模保育園
施設の名称：まめだ保育園
管理者（園長）：加未 景子
所在地：嘉穂郡桂川町豆田301-4 TEL 0948-96-8855
対象園児：0歳児から2歳までの園児
保育園創立：令和6年4月

事業内容（詳細はホームページ参照）

児童福祉法、子ども子育て支援法、学校基本法に基づき、0～2歳児までの乳幼児をお預かりし、養護も踏まえた一貫した教育・保育を行っていきます。

園の従事者体制

園長 1名／副園長 1名／主幹教諭 1名／保育士 6名／子育て支援員 若干名／用務員 1名／講師 1名

保育理念

基本的な生活習慣を身につけ一人ひとりの人格を尊重し認めあえる思いやりのある子どもたちを育てる保育を目指します。

保育方針

あらゆる経験や活動を通して子どもたちの人格形成や自主性を育て、またまことの保育を通し、心身ともに健全なる子どもたちを育てる。たくましく生きていける力を養い、子どもたちが自由に表現し、健康で心豊かに過ごせるための適した環境づくりと、一人ひとりに応じた丁寧で細やかな保育を行う。

保育目標

- ◆心豊かで思いやりのある子どもを育てる
- ◆心身ともに健康で元気に遊ぶ子ども
- ◆自分で考えて行動する子ども

保育時間と利用料金

【保育料】

お住いの市町村の規定による

【延長保育料】

短時間認定 18:15まで30分ごとに100円

標準時間 18:15分から10分100円

保育の提供する曜日		
月曜日から土曜日まで		
保育の提供を行う時間		
保育標準時間	7時15分～18時15分（11時間）	
保育短時間	8時30分～16時30分	
延長保育		
保育標準時間	18時15分～18時45分	100円/10分
保育短時間	7時15分～8時30分、16時30分～18時15分	100円/30分
	18時15分～18時45分	100円/10分
保育の提供を行わない日（休園日）		
日曜日、祝日、12月29日～1月3日、その他園長が定める日		

※ 土曜日は原則 両親ともに土曜日仕事がある方のみ、延長預かり保育利用可能

【年度はじめの納付金】※年度初めに園より徴収させていただきます。

用品代

0・1歳児 2,400円

2歳児 1,200円

※使用量によっては追加徴収する場合があります。

※用品代の内容：ティッシュペーパー、ビニール袋、おむつ用ビニール袋、
ウエットティッシュ、おしりふき、雑巾等

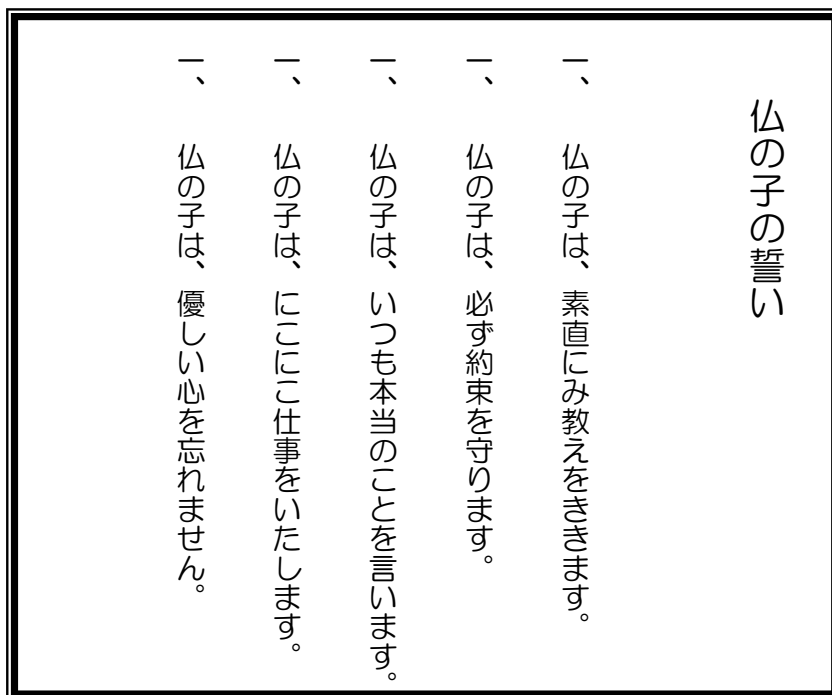
【毎月の納付金】

1・2歳児 絵本代、400円前後

※絵本代は絵本の値段によって変動します

保育内容

- 社会性 言語 身辺自立 認知 運動の領域範囲による保育指導。
- 通常は担当制保育を行っています。
- 園児の健康な身体作りのため、毎朝、準備体操を行い、園内では裸足で過ごしています。
- 防災訓練を毎月一回行っています。家事や災害への知識を深め、対処法などを学びます。
- 仏教の教えを通して心優しい、思いやりのある子に育てていきたいと思っております。



巡回指導について

桂川町では、保健師と臨床心理士等が保育園を訪問する巡回指導を実施しています。必要に応じて園での様子や園児の得意なこと、苦手なことを保護者の方と共有し、園児の伸びる力を手助けできるように町の発達相談（心理・言語・医師）や他の相談機関等の紹介を行います。

一日の流れ

時間	一日の流れ
7:15～ 9:00	登園時間（朝の視診、検温、自由遊び）
9:30～10:00	自由遊び、朝の絵本タイム、朝の体操
10:00～11:20	朝のあいさつ、各クラス保育
11:20～12:30	昼の絵本タイム、昼食
12:30～14:30	着替え、午睡、順次起床
14:30～15:00	おやつ、午後の絵本タイム
16:00～	自由遊び
18:15～	延長保育
18:45	閉園

年間行事予定

4月	<ul style="list-style-type: none"> ★入園式（対象園児のみ） 内科検診 歯科検診 	10月	<ul style="list-style-type: none"> 秋の遠足 ハロウィンパーティー
5月	<ul style="list-style-type: none"> 春の遠足 子どもの日フェス 	11月	<ul style="list-style-type: none"> 尿検査 内科検診 歯科検診 ★生活発表会
6月	<ul style="list-style-type: none"> 尿検査 	12月	<ul style="list-style-type: none"> クリスマス会
7月	<ul style="list-style-type: none"> 七夕 ★保育参観週間 	1月	<ul style="list-style-type: none"> お正月お楽しみ会
8月	<ul style="list-style-type: none"> 平和保育 	2月	<ul style="list-style-type: none"> 節分
9月	<ul style="list-style-type: none"> ★夏祭り 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ひな祭り会 お別れ会 ★卒園式（対象園児のみ）

毎月の行事予定

- ・お誕生会（毎月第3金曜日の予定）
- ・避難訓練
- ・身体測定
- ・★ランチ会（不定期）

※★印は保護者参加の行事となります。

連絡アプリ コドモン

保護者と園との連絡ツールとしてコドモンというシステムを導入しています。このシステムにて保護者から園への欠席や遅刻、お迎え時間の連絡をいただいたり、園から保護者の皆様へご案内やお知らせ等を一齐配信でお伝えしたりします。登降園の時間管理もコドモンで行いますので、必ずコドモンのアプリのインストールをお願いします。



◆連絡帳

毎朝登園前までにコドモンの連絡帳で下記項目を入力後、送信をしてください。

- ・きげん、排便、食事、睡眠、検温、

お子様の様子（体調や何か変わった出来事があったなど）

※特に、コロナウイルスなど感染症拡大防止のため、朝の検温の入力がない場合は、お子様のお預かりはできませんので、必ず入力をお願いします。

◆欠席・遅刻

遅刻や欠席の連絡は当日の朝 8 時 30 分までにコドモン又は電話にてご連絡ください。病欠の場合は、症状も合わせてお知らせください。

◆お知らせ

保護者の皆様へのご連絡やお知らせは、コドモンにて行います。

必ずコドモンアプリの通知はオンにしておいてください。

園だよりや献立表もコドモンで配信をいたします。

※コドモンの「その他」→「資料室」にてご覧いただけます。

緊急性のある連絡（お子様の体調悪化、けがなど）は電話で連絡をする場合があります。

※電話は、①職場 ②保護者の電話の順でご連絡いたします。

登降園

◆登降園

特にご事情がない場合は、9時までに登園してください。

登降園の時間はデジタルで管理しています。

毎日の登園時・降園時は、玄関に設置していますタブレットで打刻してください。

※打刻方法は、タブレット操作による打刻と、QRコードによる打刻ができます。

※精密機械のため、打刻は必ず保護者が行ってください

◆お迎え

コドモンにお迎えの方と時間を毎日入力してお知らせください。また、お迎えに来られる方が普段と異なる場合は、必ずコドモン又は電話にてご連絡ください。ご連絡ない方がお迎えに来られた場合、お子様のお渡しは致しません。

お子様の事故やケガの防止また駐車場の混雑回避のため、お子様の送迎後は園で遊ばず速やかに降園してください。

※お迎えは必ず成人の方でお願いします。(保護者の方が未成年の場合は除く)

保護者の方が未成年の場合を除き、未成年の方がお迎えに来られた場合、事前の連絡があったとしても、お子様の安全確保の観点からお渡しはできません。お子様をお渡しした時点から、保護者の責任となります。

◆駐車場について

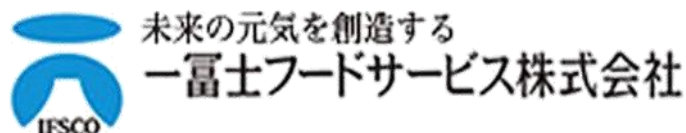
お車での送迎は、保護者間で注意を払い事故等に十分お気をつけください。

駐車場での事故やトラブル等につきましては、園では一切の責任を負いません。

給食について

「給食は楽しい」をキーワードに、苦手な食べ物を無理やり食べさせたりせず、子どもたちが給食の時間を楽しんで過ごせるように行います。また、菜園活動などを通して、子どもたちの食への興味関心を育む取り組みもしています。

安心安全で美味しい給食を提供するため、調理業務は一富士フードサービス株式会社に委託をします。



◆完全給食

全クラス完全給食ですので、ご飯の持参は不要です。(月～金)

※土曜日保育は給食の提供はありません。お弁当をお願いします。

◆離乳食

お子様の育ちに合わせて離乳食を提供します。

アレルギーの観点から、家庭で食したものを園で提供するように確認しながら行います。

◆食物アレルギー

食物アレルギーや持病のために特別な配慮が必要なお子様は、給食の個別対応を行います。原因となる食材の除去食、また可能なものに関しては代替食を提供します。お子様のアレルギーについて、アレルギー除去食依頼書や医師による生活管理指導表の提出をしていただき、保護者と園、給食業者で連携して対応をしていきます。必要に応じて緊急時個別対応票の提出もしていただきます。

◆遠足

遠足のお弁当は、手作り弁当をお願いします。

「暴風警報又は土砂災害警戒情報等」発令時の対応

園の所在地を含む地域に「暴風警報又は土砂災害警戒情報等（台風接近や集中豪雨等）」の避難情報が発令された場合、園児の安全のための対応を取らせていただきます。

◆登園前・登園時の発令

警戒レベル	避難情報等	園の対応
3	高齢者等避難 ※今後警戒レベル4以上の発令が見込まれる場合	登園の見合わせ ※可能な限り自宅待機をお願いします。 ※仕事の都合で登園させなければならない場合は園に連絡をしてください。
4	避難指示以上	臨時休園

登園される場合は、危険がないことを各自で判断し、登園を遅らせるなどの配慮をおねがいします。

◆開園時間中の発令

警戒レベル	避難情報等	園の対応
3	高齢者等避難	園児のお迎え ※「警戒レベル3」の発令が予想される場合は、安全確保を最優先し、発令前の速やかなお迎えをお願いします。
4	避難指示以上	臨時休園 ※保育園の継続はできませんので、状況を見極めて速やかにお迎えをお願いします。

◆発令時の給食について

登園前や登園時に発令された場合、給食の提供ができない場合があります。必ず園に確認したうえで登園してください。

◆警報解除後に保育を行う場合

解除後2時間後をめぐり、安全を確認した後に保育を開始します。コドモンで開園時間や給食提供の有無などを連絡します。

災害対策

◆防災計画の策定

保育園の防災計画を管轄消防署に提出します。

◆避難訓練の実施

火災、風水害、地震及び不審者を想定した避難訓練計画を毎年作成し、毎月 1 回訓練を実施します。

◆防火管理者

園長 加未 景子

午睡（お昼寝）

毎日、給食後に午睡をします。0 歳児は特に、一人ひとりの生活リズムに合わせて行います。また、SIDS（乳幼児突然死症候群）をはじめ睡眠中の事故を防ぐため、午睡中は子ども達の呼吸の状態や顔色などを保育士が確認し、定期的に記録を取ります。0 歳児は 5 分毎、1 歳児は 10 分毎、2 歳児は 15 分毎に午睡チェックを行います。

保健衛生

◆保護者の方へのお願い

毎朝、自宅で検温をしてコドモンに入力をしてから登園してください

コロナウィルス等、感染症拡大防止のため、コドモンに検温の入力がない場合はお子様のお預かりはできません。

必ず朝食を摂ってから登園してください。食物アレルギー児への対応のため、食べながらの登園は厳禁といたします。

お子様の爪は短く整えてください。爪が伸びているとお子様自身の怪我につながったり、お友達に怪我をさせる可能性があります。

◆嘱託医・嘱託歯科医

嘱託医	
医療機関の名称	内田外科内科医院
所在地	桂川町土居 1270-10
電話番号	0948-65-2121
嘱託歯科医	
医療機関の名称	猪俣歯科医院
所在地	桂川町土師 3498-3
電話番号	0948-65-4618

年に2回、内科検診と歯科検診を行います。

怪我・事故

保育中に怪我や事故が起こった場合は、すぐに保護者の方に連絡させていただき、病院で受診をします。状況によってはお子様の身体の安全を優先させ、先に園でしかるべき対応をさせていただき、それからの連絡になる場合もあります。

実際に事故が起きた場合には、経緯・対応・処置・発生状況・受診などを記録し、事故防止、安全対策について再検討し、事故防止に努めます。

病気

お子様の健康状態で特別な配慮（医療的ケア）を必要とされる場合は、入園前にお知らせください。（状態によってはお預かりできない場合があります）

◆登園前に体調の異変に気付いた場合

お子様の様子に異変があった場合は、必ず保育士に伝えてください。

お子様の体調がすぐれないときは、可能な限り自宅療養してください。

毎朝自宅で検温し、熱が37.5℃以上あるときは登園を控えてください。

解熱剤等で一時的に熱を下げて登園された場合、お預かりできないことがあります。

◆保育中に体調が悪くなった場合

保育中に体調が悪くなった場合や、特に37.5℃以上の熱がある場合にはご連絡します。

連絡は①職場②保護者の携帯の順でお電話いたします。最初から保護者の方の携帯にお電話をご希望される方は、申し出ください。

感染症について

感染症への感染が疑われ、園から医療機関への受診をお願いした場合は、速やかに受診をしてください。

下記の感染症に罹患した場合は、登園することができません。医師の指示に従い、自宅での療養をお願いします。登園再開にあたっては登園許可証の提出が必須となります。

感染症名	出席停止期間
新型コロナウイルス	解熱後 3 日経過するまで
インフルエンザ	発症した後 5 日経過し、かつ解熱後 3 日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱後 3 日経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた化）するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌生物質製剤による治療が終了するまで
結核	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	
第三種の感染症	

その他の感染症やガイドラインの詳細は、厚生省の「保育所における感染症対策ガイドライン」でご確認ください。

園での与薬について

◆家庭での服薬が基本です

原則として、園では薬のお預かりはできません。

朝・夕の2回など、家庭での服薬のみになるよう主治医にご相談ください。

やむを得ずどうしても在園中に服用が必要な場合のみ、以下のルールに基づき保育士が与薬を行います。

◆家庭での服薬が基本です

薬を持参する場合は

①薬(1回分) ②投薬依頼書 ③処方箋コピーをジッパー付き袋に入れて、保育士に「手渡し」で渡してください。

※薬は1回分のみお持ちください。投薬依頼書の1回分に1枚必要になります。水薬も1回分を容器に入れてください。

※当日分以外の薬はご家庭で保管してください。

※薬の袋には与薬日、クラス、氏名、与薬のタイミングをご記入ください。

◆園で与薬できなもの

期間外の薬、市販薬、頓服薬、座薬

◆その他

エピペンは医師の指示のもと対応します。

塗り薬、目薬などのご相談ください。

服装と持ち物について

持ち物リストをご確認いただきご用意ください。わからないことがあれば保育士にいつでもお尋ねください。

子どもたちの発達状況や季節などによって変更がある場合、その都度ご案内いたします。

持ち物リスト

内容	あずき (0歳)	くるみ (1歳)	そらまめ (2歳)	持ってくる日	
ひも付き手拭きタオル		○	○	毎日	
水筒（2歳児さんはコップ式水筒）	○	○	○	毎日	
お昼用着替え上下（ビニール袋に入れて） （お昼寝後そのまま着用し降園）	○	○	○	毎日	
着替え用	紙おむつ	8枚	8枚	5枚	※園でお預かり します。
	タオル（おしりふき）	3枚	3枚	2枚	
	パンツ			3枚	
	ズボン	2枚	2枚	2枚	
	半袖シャツ（下着）	2枚	2枚	2枚	
	上着	2枚	2枚	2枚	
お昼寝用バスタオル・ブランケット （夏はタオルケット）	1枚ずつ	1枚ずつ	1枚ずつ	週はじめ	
園庭用くつ		1足	1足	月はじめ	

※着替え用一式は園でお預かりします。使った分の枚数を翌日補充してください。

※お昼寝用バスタオル・ブランケットは週末、園庭用くつは月末に持って帰りますので、お家での洗濯をお願いします。

◆**服装**

脱着しやく、サイズが合っていて、動きやすく、汚れてもいい衣服と運動靴で登園してください。

汚れた衣類はきちんと洗濯してください。

◆**すべての持ち物に名前をお書きください**

衣類（靴下や肌着も含む）や運動靴、バッグなど持ち物にはすべて必ず名前をお書きください。オムツにも記名をお願いします。

わかりやすい場所に、大きく、名前を書いてください。

※持ち主がわからない物は一定期間保管しますが、それ以後は処分することがあります。

◆**保育に必要なない物は持参禁止です**

おもちゃ、お金など、保育に必要なない物はお子様を持たせないでください。

もしこれらを持参した場合、破損や紛失しても園では責任を負えません。

また食物アレルギーのお子様も在園していますので、お菓子などの食べ物をお子様に絶対に持たせないでください。

※園内での子ども同士の私物交換も、トラブル防止のため禁止しています。

◆**髪留めについて**

お子様の髪が結べる長さであれば、安全上及び衛生上の観点から必ず結んで登園してください。

ヘアゴムは太いものをお願いします。細くて小さいヘアゴムは使用しないでください。誤飲の危険性があります。

ヘアピンは怪我の危険性があるので使用しないでください。

苦情・不満・意見・要望を解決するための仕組み

当園では、利用者と保育園のコミュニケーションの活性化を目指して、「苦情・不満・意見・要望（以下「苦情等」とする）を解決するための仕組みに関する規程」を設け、利用者の皆様の苦情等に的確に応え、よりよい保育園づくりを進めてまいりたいと考えております。お気づきの点があれば、どんな小さなことでも結構ですので、積極的に保育園に対してご要望下さいますようお願い致します。なお、仕組みは次の通りです。

◆目的

1. 苦情等への適切な対応により、利用者の理解と満足感を高めることを目的とします。
2. 利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が保育サービスを適切に利用することができるよう支援することを目的とします。
3. 納得のいかないことについては、一定のルールに沿った方法で円滑・円満な解決に努めることを目的とします。

◆解決の体制

1. 解決のための園内体制について

保育園に関する苦情等を解決するため、まめだ保育園では園長をその責任者とし、主任教諭を受付担当職員とします。保育園に関する苦情等は担当職員へお申し出下さい。

(1) 解決責任者 園長 加来 景子

(2) 受付担当職員 主任教諭 高林 麻美

2. 解決のための第三者委員について

直接、保育園に言いにくいことや、何度言っても解決しないようなことを解決するため、第三者委員として次の2名の方に依頼しました。第三者委員へ直接、苦情等を申し出られるか、または、保育園への申し出に際し、立会いをお願いすることができます。

(1) 第三者委員 竹上 誠喜

住所：飯塚市弁分 232-1 電話：0948-23-6689

(2) 第三者委員 栗原 義隆

住所：飯塚市小正 222-3 電話：0948-23-5972

◆申し出

1. 苦情等は所定の用紙（別紙様式③）を使用し、直接幼稚園の受付担当者に申し出て下さい。
2. 解決責任者である園長へ直接申し出ることも出来ます。
3. 幼稚園でお願いしている第三者委員へ直接申し出ることもできます。

◆解決の記録と報告

受けた苦情等は、受付担当者から解決責任者である園長、関係職員へ回覧し、円滑・円満な解決に努めます。申し出の方の希望により、第三者委員へ報告を致します。

◆解決の通知

受け付けた苦情等は、解決責任者より所定の用紙に、解決されたものの通知書（別紙様式④）、調査を実施したことの報告書（別紙様式⑤）、また調査を行わない旨の通知書（別紙様式⑥）をもって、申し出者へ通知します。

◆解決の公表

個人情報に関するものや申し出者が拒否した場合を除いては、苦情の解決について、毎年度、終了後に事業報告書やホームページにおいて公表し、サービス改善に努めます。

意見書（医師記入）

（宛先） まめだ保育園 園長

入所児童名： _____

生年月日： _____

病名（該当疾患に☑をお願いします）

チェック欄	疾患名
	麻疹（はしか）※
	風しん
	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	結核
	咽頭結膜炎（プール熱）※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

保育園には、 年 月 日より登園可能と判断します。

記入日： 年 月 日

医療機関名： _____

医師名： _____

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状改善が認められた段階で記入することができます。

感染症名	登園のめやす
麻疹（はしか）※	解熱した後3日経過していること
風しん	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜炎（プール熱）※	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治癒が終了していること。
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要がなく、また、5歳未満の子どもについては2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認められていること

参考資料：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」

保護者の皆様へ：上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出してください。

登園届（保護者記入）

（宛先） まめだ保育園 園長

入所児童名： _____

生年月日： _____

病名（該当疾患に☑をお願いします）

チェック欄	疾患名
	新型コロナウイルス
	インフルエンザ
	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（りんご病）
	ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
	ヘルパンギーナ
	RSウイルス感染症
	帯状疱疹
	突発性発疹

（医療機関名） _____（ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、

保育園には、 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名： _____

感染症名	登園のめやす
新型コロナウイルス	解熱した後3日経過していること
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

参考資料：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」

保護者の皆様へ：保育園は、乳幼児が集団で長時間をともにする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐため、上記の感染症について、登園を再開する場合には、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、この「登園届」を記入し、保育園に提出してください。

投薬依頼書

依頼日							平成	年	月	日	
保護者氏名											
子ども氏名											
病院名					病名(症状)						
持参した薬は、							年	月	日に処方されたもの		
服用する期間							年	月	日から		
							月	日から			
食前			・	食間			・	食後			
薬の種類(該当するものに○)											
粉		液(シロップ)		塗り薬		目薬		その他 ()			
その他の注意事項											
<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬は1回分ずつにして持たせて下さい。 ・ 薬の包みには、日付、名前を書いて下さい。 ・ 医師の許可が出ている薬以外は飲ませられません。 											
月	日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
受取者											
与薬者											

苦情・不満・意見・要望について調査しない旨の通知書

年 月 日

様

まめだ保育園解決責任者

氏 名 印

年 月 日付で、申し出のあったまめだ保育園への苦情・不満・意見・
要望につきましては、次の理由により調査しないこととなりましたので、通知親しま
す。

苦情・不満・意見・要望の主旨及び調査しない理由

保護者利用負担金及び個人情報使用についての同意書

年 月 日

保護者負担金一覧

(1) 特定負担額

項目	金額	内容、負担を求める理由及び目的
保育料	(月額) 市町村が定めた額	

(2) 実費にかかわる利用負担金、その他の費用

項目	金額	項目	金額
用品代	(年額) 0・1歳児 2,400円 2歳児 1,200円	用品	(一時金) 購入額
月間絵本	(月額) 400円程度	用品	(一時金) 購入額

個人情報の使用について

園児及びその保護者にかかわる個人情報については、以下の目的で、必要最小限の範囲内において使用することがあります。(但し、ご家庭の事情などで事前、もしくは事後に申し出のあった場合にはすぐに削除、ないし対応するものとする)

保育園内部での利用目的

- ◆ 園児に提供する保育サービス・・・インスタ、HP、園内掲示、コドモンでの掲載や配信、緊急連絡等のメール配信
- ◆ 保育園の管理運営業務・・・入園、登園、及び退園、卒園などの管理、会計・経理、事故等の報告、保育内容の質の向上、費用請求及び収受に関する事務

他の事業等への情報提供を伴う事例

- ◆ 検診・検査の実施機関
- ◆ 専門業者への委託
- ◆ 家族等への心身の状況についての説明
- ◆ 損害賠償等に関わる弁護士及び保険会社等への相談・説明

私は、まめだ保育園の利用にあたり、当文書による説明を受け、保護者利用負担及び、個人情報使用について同意いたします。

年 月 日

保護者住所

園児名

保護者氏名

印 園児から見た続柄